

取組方針の改定について(平成29年6月1日一部改定)

- 以下の赤字部分について、追加修正を行った。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組方針(抜粋)

1. 概ね5年で実施する取組

1) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化			
・ <u>水防団同士の連絡体制の確保等による水防体制の強化</u> ※例)各分団に省電力トランシーバーよりも出力が高く、広範囲での通信が可能な、簡易デジタルトランシーバーを配備する。	2-1 2-2	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	市区町
・ <u>関係機関及び住民が連携した実働水防訓練の実施</u> ※例)利根川水系連合総合水防演習等に水防団(消防団)や職員は継続的に参加する。 ※例)水防管理団体が行う水防訓練に参加する。	2-4	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 気象庁 都県 市区町

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施			
・ <u>関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成</u> ※例)排水ポンプ車の設置箇所の選定、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。	3-1 3-2	継続して実施 または 平成28年度から 順次実施	利根川上流 都県 市区町
・ <u>関係機関、自治体が連携した緊急排水計画(案)に基づく排水訓練の実施</u> ※例) <u>緊急排水計画(案)に基づき、排水ポンプ車の効果的な配置、運用のため排水訓練を実施する。</u>	3-3	平成28年度から 順次実施	利根川上流 都県 市区町